

令和7年度 熊本市柑橘産地担い手確保支援事業募集要領

令和7年（2025年）6月24日

1 はじめに

熊本市内で、今後「温州みかん栽培」を始めたい方に対して、トライアル研修を実施します。プロの柑橘生産者から栽培技術等の助言・指導を行ってもらうとともに、生産現場を肌で感じてもらい、果樹経営への適性を判断してもらう機会とします。応募の手続きについては、この募集要領をご覧の上、必要な書類をご提出してください。

2 募集期間

随時募集（定員に達し次第募集終了）

※研修開始の2週間前までにトライアル研修受講申込書を提出してください。

3 研修品目

温州みかん

4 研修内容及び期間

	研修内容（※主要作業）	研修期間
第1回	防除・マルチ設置 摘果・苗木管理	7月14日から 8月10日
第2回	収穫・苗木管理	10月 1日から 11月30日
第3回	堆肥散布・改植準備 作業道整備・苗木管理	2月 1日から 2月28日
第4回	改植・剪定 肥料散布・苗木管理	3月 1日から 3月31日

第1回から第4回までの一連の作業を通じて、柑橘栽培の基礎について学んでいただくことを目的としていますので、通年での作業に参加していただく方を優先して募集します。

研修受入農家等での栽培技術等、上記の研修内容（※主要作業）をそれぞれ最長5日間実施します。なお、研修初日に座学研修を実施します。

詳細な日程については研修受講申し込み後、熊本市果樹産地推進協議会において、書類審査及び面接のうえ決定し、受講申込者へ直接通知いたします。

5 事業内容及び補助等対象者等の要件

別表の「事業一覧表」のとおり

6 応募書類

応募に必要な書類は、以下のとおりです。

- (1) トライアル研修受講申込書
- (2) 添付書類
 - ① 誓約書
 - ② その他必要と認める資料

※様式は熊本市ホームページからダウンロードできます。

7 応募書類の提出について

- (1) 下記へ持参または郵送、メールにて提出してください。

【応募書類提出先】

〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7-1（西区役所内）

熊本市西南部農業振興センター 農業振興課 ☎096-329-1158

メール：seinanbunougyoushinkou@city.kumamoto.lg.jp

- (2) ファックスでの提出は受け付けません。
- (3) 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮することとし、受講者の審査及び就農支援以外には無断で使用いたしません。
- (4) 提出にあたっての留意事項
 - ① 受付時に研修希望動機等についてヒアリングを行います。
 - ② 応募書類については、原則として採択、不採択にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
 - ③ 別表の研修要件等を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、トライアル研修及び補助対象となりません。

8 採択方法について

- (1) 別表「事業一覧表」の各要件に基づき熊本市果樹産地推進協議会において、書類審査及び面接を行い、予算の範囲内で採択するものとします。
- (2) 審査の結果は、審査終了後、速やかに全ての応募者に対して郵送にて通知します。

9 補助金の申請に必要な手続等

- (1) 事業が採択された方へは、採択通知とあわせて補助金交付の手続きについて文書でご案内します。指定された期限までに補助金等交付申請書等を提出してください。

10 補助金の交付について

- (1) 補助金の支払いは、「防除・マルチ設置・摘果・苗木管理」、「収穫・苗木管理」、「堆肥散布・改植準備・作業道整備・苗木管理」、「改植・剪定・肥料散布・苗木管理」の研修のうち、計画された全研修が終了した後の精算払いを原則とします。ただし、事業終了前又は年度途中で交付することが適切と認められるときは、概算払いも可としますのでご相談ください。
- (2) 研修が終了したら研修受講者は、事業実績報告等の提出が必要となります。補助金は、提出された実績報告書等について審査し、補助額を確定した後、交付されます。

11 その他留意事項

- (1) 国や県、市町村が助成する他の制度と補助対象経費が重複する場合は、本事業補助金の交付を受けることはできません。
- (2) 熊本市補助金等交付規則に違反した場合は、補助金の全部又は一部について返還いただきます。
- (3) 事業の実施にあたり、市から調査、照会等をする場合があります。また、採択については、事業の概要等について市のホームページ等での公表、新聞等への掲載、関係機関への資料提供等を行う場合があります。

【事業内容及び応募に関するお問い合わせ】

熊本市西南部農業振興センター農業振興課
熊本市西区小島2丁目7-1（西区役所内）

☎096-329-1158

別 表

事業一覧表

研修 品目	研修 場所	研修 内容	補助 対象者	補助内容	左の説明	補助要件	補助金額
温州 みかん	熊本市 西区河 内町地 内	次に掲げる (1)から(4)の トライアル研 修について、 研修受入者 による温州み かん栽培の技 術指導 (1)防除・マル チ設置・摘果・ 苗木管理 (2)収穫・苗木 管理 (3)堆肥散布・ 改植準備・作 業道整備・苗 木管理 (4)改植・剪 定・肥料散布・ 苗木管理 ※上記1トラ イアルあたり 5日間以内 (延べ最長2 0日間)。	研修受講者	研修受入者で1ト ライアルあたり5 日以内(延べ最長 20日間)の研修 を受講する場合の 交通費及び宿泊 費。	次に掲げる額を補助対象 額とする。 (1)本市までの交通費 (県外から公共交通機関 の利用に限る。ただし、 実費相当額を上限とす る。) (2)研修先まで移動する ために必要なレンタカー 費用(実費相当額を上限 とする。) (3)研修期間中の宿泊費 宿泊先は旅館業法(昭和 23年7月法律第138 号)の適用を受けた施設 とする。ただし、終日実 習を行わない日の宿泊費 は助成対象外とする。	次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1)本市以外に住所を有すること。 (2)事業実施年度の4月1日時点で18歳以上であること。 (3)研修前までに傷害保険及び個人賠償保険に加入していること。 (4)研修受講申し込み後、熊本市果樹産地推進協議会において書類審査及び面接を行い、研修受講することを認められた者であること。 (5)研修受入者が農業法人の場合は、当法人から過去に給与の支払いを受けていないこと。また、研修受入者が個人の場合は、経営主が親族・姻族(3親等以内)でないこと。 (6)研修受講を認められた者は、補助金交付申請時にトライアル研修実施に関する覚書(別添1-1)を提出するとともに、研修初日に研修受入者と覚書を交わすこと。 (7)研修終了後、研修日誌(別添1-2)及び研修レポート(別添1-3)を作成し、実績報告時に市長へ提出すること。 (8)トライアル研修終了後、就農に至った場合は、就農状況等の調査に協力すること。 (9)熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	交通費 ①居住地から宿泊 地の往復 上限10,000 円/回、年間最大 4回分まで ②研修先までのレ ンタカー費用 上限5,000円 /日、年間最大2 0日分まで 宿泊費 上限5,000円 /泊/人、年間1 人当たり最大20 泊分まで

別 表

事業一覧表

研修品目	研修場所	研修内容	謝礼対象者	謝礼内容	左の説明	支給要件	謝礼金額
温州みかん	熊本市 西区河内町地内	次に掲げる(1)から(4)のトライアル研修について、研修受入者による温州みかん栽培の技術指導 (1)防除・マルチ設置・摘果・苗木管理 (2)収穫・苗木管理 (3)堆肥散布・改植準備・作業道整備・苗木管理 (4)改植・剪定・肥料散布・苗木管理 ※上記1トライアルあたり5日間以内(延べ最長20日間)。	研修受入者	研修受講者を受け入れ、1トライアルあたり5日以内(延べ最長20日間)の栽培技術の指導を行う場合の謝礼。	次に掲げる内容に対する謝礼とする。 (1)研修受講者に対して温州みかん栽培等に関する農業技術指導を行う。 (2)研修終了後においても、研修受講者が農業に興味を持ち、就農に意欲があると認める場合は継続して技術指導等の支援に努めるもの。	次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1)熊本市果樹産地推進協議会に位置付けられた研修受入者であること。 (2)研修受入者が農業法人の場合は役員、従業員又は個人の場合は経営主の親族・姻族(3親等以内)が研修受講者でないこと。 (3)研修受講者に対し、1トライアル(概ね8時間)あたり5日以内(最長20日間)の温州みかん栽培等(①防除・マルチ設置・摘果・苗木管理、②収穫・苗木管理、③堆肥散布・改植準備・作業道整備・苗木管理、④改植・剪定・肥料散布・苗木管理)の技術指導を行うこと。 (4)熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	謝礼金 1日(概ね8時間)単位として、定額5,000円/日、年間最大20日分まで

誓 約 書

熊本市長 様

私は、熊本市柑橘産地担い手確保支援事業におけるトライアル研修に参加するにあたり、以下の事項を厳守することを誓います。

記

- 1 熊本市柑橘産地担い手確保支援事業の実施要綱及び募集要領を確認し遵守します。
- 2 審査のために申請書類一式を熊本市果樹産地推進協議会に提出することを了承します。
- 3 審査会による意欲や適性の確認結果によっては、当事業に参加できない場合があることを了承します。
- 4 審査会で決定された研修先が、必ずしも希望どおりでない、または理想とは異なる場合があることを了承し、計画どおり研修を受講します。
- 5 研修先の規定・指示を守り、研修に専念します。
- 6 研修者の態度や健康状態、天候等によっては、研修先の判断により、研修を中止する場合があることを了承いたします。
- 7 研修期間中に入手した研修先情報の守秘義務を守り、研修先の許可なく発表、公開、漏洩、利用（SNS等への投稿を含む）をしません。
- 8 研修期間中の怪我や病気、トラブルについては自己の対応により解決するものとします。
- 9 研修終了後、すみやかに実績報告書を提出します。
- 10 虚偽報告や不正を行った場合は、補助金が不支給になることを了承いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)